（FAX　０７４５－７６－７５６４　香芝市議会事務局）

香芝市議会　議長　殿

香芝市議会議員各位殿

申し入れ書

今般、貴議会において、青木恒子議員が、生活保護等の申請に際して議員が市民に同行することは香芝市政治倫理条例の下で禁止されている旨の川田裕議長の発言を批判したことに端を発して、８日間の議会出席停止という懲罰が９月議会で科される可能性があることを報道で知りました。

市会議員が困窮する市民の保護申請に同行することは決して「口きき」ではなく、ましてや職員に圧力を加えることにはなりません。生活保護の申請は市民の権利であり、市会議員が市民に寄り添って行動することは議員固有の任務です。議員の同行は他の自治体では日常的に行われており、市の業務についても何ら支障は起きていません。こうしたことは市民の願いにも真っ向から背くことであると考えます。また、この点を議論しようとした議員の議会における発言を安易に懲罰理由とした上、それに従わないから出席停止処分をしてその後の審議・議決に参加させないようにするということにも問題があります。

　今回の議会本会議においてこうした民主主義に反するような決議は議員の役割を否定する議会の自滅行為だといわなければなりません。今議会において貴議会は青木恒子議員に対する懲罰を議決しないよう、また各議員はこれに賛成しないよう、強く要望いたします。

年　　月　　日

氏　　名

住　　所

所属団体